

西尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について原案反対討論

鈴木規子

私は、西尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。  
本条例の改正は、5年以上の非常勤消防団員の退職金の支給額を一律5万円増額し、最低を20万円、最高を68万9000円とするというものであります。

退職金を増やすことで、団員の減少に歯止めをかけたいとのことです。

反対の理由は2点あります。

1点目は、消防団の機能改善が見られない点であります。

国は、南海トラフ巨大地震の到来が懸念される今日、消防団の役割を非常時の住民の安全確保、避難誘導等に資するよう求めています。私も、消防団を有機的に活用することには同意するもので、かねて、消防団の任務を住民の安全確保にシフトさせるよう提言を続けてまいりました。ちなみに、消防団をもたない大阪市が、国民保護法制定後に退職消防署員で編成、設置した機能別消防団は、現在、災害活動支援隊としてなっています。

しかし、本市では未だ、国の求める方向には動いていません。団任務を明文化し、具体的な避難誘導訓練などを計画的に行い、統制、均衡の取れた団活動の目的を団員自身に示し、住民にも周知すべきではありませんか。

消防組織法だけでなく、国民保護法でも、住民の安全確保が謳われています。委員会質疑では、今後、市全体の見直しのなかで改めていくとの答弁でしたが、私は、退職金増額は見直したのちにすべきと考えます。

2点目は、お金で団員の減少に歯止めがかけられるか疑問である点です。私は、方策は別にあると思います。

常備消防の設立から70年が経過し、火災・救急については、常備消防が全面的に担う体制が確立され、全国的に、非常備消防は補助的な役割になっています。化学火災が増加する中、非常勤といえども民間人である団員を危険にさらさないのは当然でもあります。また、団構成では自営業者が減って、サラリーマンが多くを占めるため出勤率も低下し、入団希望者そのものが減っています。

これらは、まさに時代の変化であり、この20年の全国的な傾向であります。加えて、訓練といえば、早朝深夜に及ぶ操法訓練一辺倒が多く団員の負担になっているとの指摘が消防庁からもあると聞きます。

今回の退職金の大幅増は、減少する団員を確保するためと言われてしています。

しかし、団員の減少に歯止めをかけるには、その要因を正しく分析し、現在の消防団の在り方を時代に合わせる努力こそ重要なではありませんか。

市民との協働を掲げる市長には、機構改革、併せて改善すべき点をまず改善するよう求めて、私の反対討論といたします。